


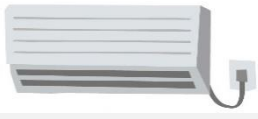

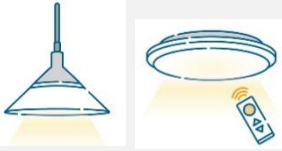
新城市省エネ家電製品買換え促進補助金

家庭の二酸化炭素の排出量の削減と電気料金の負担軽減を図るため、
省エネ家電製品への買換え費用の補助をします。

購入対象期間：令和5年7月1日から令和5年12月28日の間に購入した省エネ家電
申請受付期間：令和5年7月3日から令和5年12月28日(予算がなくなり次第終了します。)

補助対象家電

冷蔵庫、エアコン、テレビは同一品目1台まで、LED照明器具は台数制限はありません。

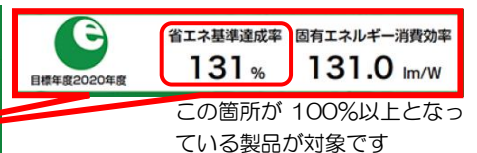
<p>冷蔵庫</p> <p>※1台まで</p> 	<p>エアコン</p> <p>※1台まで</p> 	<p>テレビ</p> <p>※1台まで</p> 	<p>LED照明器具</p> <p>※台数制限なし</p> 
--	---	---	--

令和5年7月1日以降(領収書等の日付)に新品(未使用)の省エネ家電製品を購入し、令和5年12月28日までに既存の家電製品と交換し設置する必要があります。

対象省エネ家電製品

日本産業規格C9901に基づく省エネ基準達成率が100%以上である冷蔵庫、エアコン、テレビ、LED照明器具(補助の対象は既存の照明器具がLED照明器具以外のものに限る)

省エネ達成基準達成率は家電量販店等で家電ごとに貼られている「統一省エネラベル」で確認するか、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認できます。
どちらでも確認ができなかった場合は各メーカーにお問い合わせください。



「省エネ型製品情報サイト」は、
省エネ型製品情報サイト 検索
または
URL: <https://seihinijyoho.go.jp>

補助金額

補助対象経費	購入店の区分	補助率	補助限度額
対象家電製品の購入及び設置に要した費用(税抜き)の合計額	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1	30,000円
	上記以外の事業所	補助対象経費の3分の1	10,000円

※ 新城市内在住の方が補助対象となり、本人または本人と同一世帯で生活する者がこの補助金を受けていないことが要件となります。

補助申請方法、申請・問合せ先は裏面をご覧ください

申請の流れ

対象家電の購入

令和5年7月1日以降に
購入したもの

- ・購入家電が補助要件に合っているか、購入前にご確認ください。
- ・令和5年12月28日までに申請が間に合うように設置スケジュールを考慮して購入してください。なお、予算が上限に到達した場合は申請の受付を終了しますので、ご了承ください。

対象家電の 設置・交換

- ・申請者本人が住む住宅に設置してください。
- ・既存の家電は家電リサイクル法に基づき適切に処分してください（添付書類にリサイクル券の写しが必要）。なお、買換え前の家電を処分し、新しい省エネ家電に交換するものを対象としているため、新規の設置や既存の家電製品を他者に譲り渡した場合などは補助の対象外となります。

交付申請

令和5年7月3日から
令和5年12月28日まで

- ・必ず設置後に申請してください。（設置前の受付は不可、申請の予約も行いません）
- ・申請に必要な書類をすべてそろえて、新城市環境政策課（市役所本庁舎2階）まで持参、または郵送にて提出してください。
- ・申請の受付は【先着順】となります。受付日は窓口提出の場合は提出時、郵送の場合は市役所到着日を受付日とします。添付書類の不備などにより受付ができない場合がございますので、よくご確認の上、提出ください。
- ・交付申請書の裏面のアンケートへの回答も必須ですのでご注意ください。

審査

- ・審査は通常1か月程度お時間をいただきます。（審査の内容によってはそれ以上かかることがあります）

交付の決定 補助金の交付

- ・審査の結果、交付を決定し場合は、申請者の住所に「交付決定通知書」を送付します。
- ・補助金の振込み先（申請者本人）は「交付請求書」によりお知らせください。なお、交付申請時に交付決定番号、決定日、決定金額を空欄にして併せて提出いただいても構いません。

交付申請時提出書類

- ・新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書（第1号様式）
- ・対象家電製品を購入した際の領収書等の写し（形式等の特定が必要）
- ・対象家電製品のカタログや仕様書の写し（省エネ基準100%以上達成が確認できること）
- ・メーカー発行の対象家電製品の保証書の写し
- ・特定家庭用機器廃棄物管理票（冷蔵庫、エアコン、テレビのみ）
- ・買い替え前後の機器の配置状況が分かる写真（LED照明器具のみ）
- ・申請者の市税等の滞納がないことを証明する義務履行証明書

アンケート記入にあたって

- ・定格消費電力等は機器に表示されている規格表示や説明書などをご確認ください。（それでも不明な場合はメーカーにお問い合わせください。）
- ・使用時間はおおむねの時間で構いません。

補助金申請先
お問合せ先

新城市字東入船115番地 新城市役所本庁舎2階

新城市市民協働部環境政策課

TEL：0536-23-7690(直通) MAIL:e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp